平成２８年（フ）第８１９号
広島市安佐南区山本３丁目24番14号
債務者　株式会社三和装建
代表者代表取締役　樋口　　実
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　英雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月14日午後１時30分
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８２０号
広島市南区向洋本町19番30号
債務者　株式会社三和塗装
代表者代表取締役　樋口　　実
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　英雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月14日午後１時30分
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１号
兵庫県尼崎市南塚口町８丁目30番５号
債務者　有限会社ＲＹＵ’Ｓ
代表者取締役　岡田　美幸
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾藤　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月21日午前10時
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３８号
熊本県山鹿市杉741番地１
債務者　株式会社九州Ｇ・Ｎセキュリティ
代表者代表取締役　西川小百合（登記記録上の氏名古澤小百合）
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月25日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２８年（フ）第５９８号
大阪府泉南市樽井５丁目13番14号
債務者　南海貨物運送株式会社
代表者代表取締役　福森　広之
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　英倫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月15日午後１時30分
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１２号
埼玉県和光市南１―29―32、商業登記簿上の本店所在地埼玉県和光市白子２丁目15番１号
債務者　有限会社コウスイ書道総合センター
代表者取締役　栗原　　誠
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　義明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月16日午前10時15分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７号
仙台市青葉区旭ケ丘４丁目23番７号
債務者　株式会社きよ吉
代表者代表取締役　大野澤　潔
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀井実千生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月18日午前11時10分
仙台地方裁判所第４民事部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第７１号
福岡県太宰府市青葉台３丁目18番２号
債務者　あおぞら薬局こと　加藤　　聡
1　決定年月日時　平成29年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金崎　智久
4　破産債権の届出期間　平成29年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月13日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１号
岡山県倉敷市四十瀬１番地７
債務者　橋本　賢一
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飛山　美保
4　破産債権の届出期間　平成29年３月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月27日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第５２号
福岡県糸島市香力887番地６
債務者　岩崎　重樹
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田康太郎
4　破産債権の届出期間　平成29年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月11日午前10時
6　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１１号
福岡市博多区寿町２丁目６番３―203号
債務者　原口　康高
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹永光太郎
4　破産債権の届出期間　平成29年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月11日午後２時
6　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４０号
宮城県名取市みどり台２丁目２番地の３
債務者　齋　　寛仁
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　檜山　公彦
4　破産債権の届出期間　平成29年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月17日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４３５号
岡山県赤磐市桜が丘東６丁目６番地427
債務者　加茂　秀明
1　決定年月日時　平成29年２月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土居　幸徳
4　破産債権の届出期間　平成29年４月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５号
石川県加賀市中島町ニ84番地、従前の住所石川県小松市下粟津町ア30番地
債務者　北場　利美
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙見健次郎
4　破産債権の届出期間　平成29年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月27日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第１号
鹿児島県鹿屋市大姶良町226番地　慈恵園
債務者　田**原**　三男
法定代理人成年後見人　福永　憲章
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　選子
4　破産債権の届出期間　平成29年２月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月19日午前11時
6　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第２０２７号
愛知県愛西市大野町山2011番地６　富吉団地１号棟310号室
債務者　山田　　修
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内　　順
4　破産債権の届出期間　平成29年３月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月11日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部